

(別紙1)

平成14年度家裁委員会以後の家裁の取組み状況

平成14年度の和歌山家裁家裁委員会では、協議事項として「家事調停の在り方について」が取り上げられた。そこでは、弁護士委員からのレポートの他、家裁へ寄せられた調停に関する苦情等や、家裁調査官からみた調停当事者の気持ち等を紹介し、議論していただいた。昨今家事調停の申立が急増しており、家事調停に対する社会のニーズがより大きくなってきているところから、家事調停の充実強化の必要性については、家裁としても問題意識をもっていたところであり、貴重な意見を多数拝聴することができた。

そこで、平成14年度の家裁委員会以後、この1年間、家裁として家事調停の充実に向けて努力したことについて若干報告する。

平成15年に入ってからであるが、家事審判官、書記官、調査官合同で、調停の充実に向けての検討会を立ち上げて、まずは調停の現状、問題点について討議し、その中で、次の3点について可能な限りの改善を行った。

- 1 評議（担当の調停委員と家事審判官とで構成する調停委員会内部での評議）の充実については、田辺支部では全件評議を実施しているが、本庁ではそこまでは難しいということで、調停終了後に調停委員が作成する調停経過の報告書を充実させるとともに、あわせて評議の要否を記載するように改め、必要事例については確実に評議ができるよう工夫をした。
- 2 調停委員のレベルアップのためには調停委員研修の充実が重要であると考え、例年行っている各種調停委員研修の他に、自主研修として、家裁と調停協会との共催で研修会を行うことにした。当面は年2回程度を考えているが、初回は、養育費等についての簡易算定表使用についての学習会を行った。簡易算定表の導入によって、離婚又は別居にまつわる経済給付については、かなり効率化、適正化されたように思われる。また、初任者調停委員に対する研修を充実させ、調停に関する基本事項の徹底化を図った。

3 さらに、書記官、調査官による調停への側面的援助に関しては、内部規定を全面的に改定した。調停委員会との連携を密にし、円滑な調停運営に寄与できるよう、家事調停に関わる家裁職員としても意識を新たにしたところである。

今後人事訴訟が家裁移管されたとしても、家事調停が訴訟のための単なる通過点とならないよう、一層の調停の充実に努めていきたいと考えている。